



■老後の貯えを守る方法

心の準備

年齢を重ねると、認知症や病気、障がいを持つリスクが高くなります。さらに、判断能力が低下してくると生活や財産管理について自分の希望を伝えることが難しくなります。

自分が望んでいた生活ではない、自分の思い通りに財産が使われない、そして支援してくれる家族でも自分のためにお金を使うことすらできないなどのトラブルも発生します。

自分が判断できなくなったときのことを想定して準備しておくことが大切です。



財産管理の方法を知る

家族信託



家族に託して管理してもらうことです。例えば親が子どもに財産を託し、子どもが託された財産から生活費などを渡すというものです。財産の処分などを行うことができます。多くは契約(家族信託契約)で行います。

任意後見

あらかじめ代理人を選んでおき、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておきます。判断能力が低下し、任意後見をスタートするときには、事務を監督する任意後見監督人が選任されます。



財産管理委任契約

家族または第三者と「財産管理等の委任契約書」を作成し、代理人となって銀行の手続きなどをしてもらうことができます。認知症で判断能力が低下すると失効します。

日常生活 自立支援事業

認知症や障がいなどで判断能力が低下してきた場合に契約をして銀行の入出金や日常生活費の管理をしてもらうことができます。鶴見区社会福祉協議会が相談窓口になっています。



法定後見制度

自分一人で決めることが心配になったときに本人または親族が申立てをすることで家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。判断能力の程度によって「補助」「保佐」「後見」の3種類の類型があります。

→裏面に続きます

よくあるご相談



- 遺産相続の心配もないので子どもに任せたいが、いい方法はありますか？
→生前から銀行に届出すれば**子どもが代理人になれる**こともあります。
家族信託契約で事前に子どもにどのような管理を代理で行ってもらうか決めておくといいいでしょう。
- 子どもや頼れる家族がないので、自分が管理できなくなったときに管理してもらいたい。元気なうちに事前に管理してくれる人を決めておくことはできますか？
→**任意後見契約を結ぶことであらかじめ代理人を決めておく**制度があります。
任意後見が開始されるまで、定期的に顔のみえるおつきあいもできます。
- 長期療養のため一時的に一部の通帳の財産の管理をしてもらいたいのですが、可能でしょうか？
→銀行によっても異なりますが、代理人と財産管理委任契約を結ぶことで代理人に手続きをしてもらうこともできます。
- 遠方の一人暮らしの母に認知症がみられてきて、年金はあるが光熱費や家賃が滞りがちになっています。支払いや支払いが必要な請求書などみてもらえないでしょうか？
→鶴見区でも**あんしんさぽーと(日常生活自立支援事業)**があり、認知症や障がいのある方々が安心して生活できるように日常的な金銭管理や書類の預かりなどの生活支援を行ってくれます。ご本人の意思確認をしながら相談に応じてくれます。
- 財産管理が複雑で家族に任せるのも不安です。専門家に財産を安全に預かってもらえる方法がありますか？
→**成年後見制度では家庭裁判所から専門家が選任される**しくみがあります。
ご本人が抱えている問題に合わせて**弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士**、など専門家に対応してもらえます。

相談窓口

大阪市成年後見支援センター	☎06—4392—8282
ひまわり(弁護士)	☎06—6364—1251
リーガルサポートおおさか(司法書士)	☎06—4790—5656
相談センター「ぱあとなあ」(社会福祉士)	☎06—4304—2727
近畿税理士会成年後見支援センター(税理士)	☎0120—40—7373
公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部(行政書士)	☎06—6943—7517

鶴見区西部地域包括支援センター 06-6913-7878